

写

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成23年第8号
受付日	平成23年8月22日
送付日	平成23年8月22日
答弁受理日	平成23年8月3日

文書質問書



四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	小川政人
所管部局	財政経営部・都市整備部

平成23年8月11日付けの受付番号平成23年第4号質問に対する答弁と、平成23年8月12日付けの受付番号平成23年第6号のCTYケーブル受信契約の質問に対する答弁に再質問致します。

質問

① 「議員ご指摘の負担金でよいのかという点につきましては、今回の市営住宅の場合は、市がテレビを直接に視聴する経費ではないため、受信料ではないと考えております。

また、入居者の方々が契約者でないため、市が入居者に代わって立替払いするものではありません。

今回は、入居者のみなさまにテレビをご覧いただけることを保つために、市においてCTYと契約し、その経費を市が負担するものであることから、負担金とするのが適切と判断しました。」について

地方自治法234条の3では（長期継続契約）については、「地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガスもしくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約または不動産を借りる契約その他政令で定める

契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」となっております。本市がCTYと締結する契約は、電気通信役務の提供を受ける受信料契約でないと債務負担行為をせずに長期契約はできない。従って、市営の共同住宅1棟のテレビジョン放送事業者のテレビジョン放送を、ケーブルを利用して受信する契約であり、料金は負担金ではなく、受信料であると考えますが、いかがでしょうか所見をお聞かせください。

平成23年7月15日の予算常任委員会で、私の「もうひとつ、ついでに。料金というのは、市がその放送料を払っているという意味。もう住宅料金に入っているのかな。これ」という質問に対して、伊藤都市整備部長は「集合住宅の場合、賃貸住宅の場合は、大家が前金で払っておって、それを家賃の方から回収していくとかいう感じになってございます。10年分まとめて払うと、非常にお安くなるというのが利点でございます。」と答えており、立替払いということは当局も認識しているのではないかですか、お尋ねいたします。

また、株式会社シー・ティー・ワイ加入契約約款第2条（契約の単位）によると加入契約は世帯・法人・団体ごとに行い放送サービス契約は受像機単位に接続する端末機ごとに行うとなっており、負担金とするなら、なぜ市営の共同住宅の入居者受像機のケーブルテレビ放送を見るためのサービス料金を市が税金で負担しなければならないのか根拠を教えてください。

共同住宅以外の市営住宅のケーブルテレビの受信料も市が税金で負担しているのですか教えてください。

一般市民のケーブルテレビの受信料も市で負担してください。そうしないと不公平ではないですかお尋ねいたします。

ケーブルテレビを受信している共同住宅の入居者の住宅料金は、家賃×{1+0.0065（ケーブルテレビ受信利便係数）}で計算して家賃を頂いているのではないですかお尋ねいたします。

利便係数で追加された金額が受信料金に当たりますので、市の負担金ではなく立替払い金になるのと違いますかお尋ねいたします。

以上の点からも地方自治法第208条（会計年度及びその独立の原則）に違反する。

※十四川と同じで一つ嘘をつくと次から次へと嘘をつかなくてはいけなくなりますよ。

② 「10年契約を行うことで、単年度契約を行うより経費削減になるため、適切であると考えており、先にお答えしたように負担金としたうえで、地方自治法施行令第163条に基づき前払金として整理したものであり、適法であると判断したところであります。」について

地方自治法施行令第163条は負担金の前払いを例外として認めたものであり、電気通信役務の提供を受ける対価は負担金ではない。電気通信役務の提供を受けるテレビ放送受信料を前払いできるのはNHKの放送受信料のみであることは前回の質問で述べた。いくら経費の削減になると言っても法律を犯してはならないのと違いますかお尋ねいたします。

経費の削減を言うなら、CTYは、テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送を再送信する業務を担っているものであり、本市は、市営の共同住宅1棟ごとにCTYとテレビジョン放送（アナログ放送とかデジタル放送の区別なく、あくまでテレビジョン放送である）をケーブルで受信する契約を永久利用一括払い契約として締結し、契約に基づき永久利用料金を支払った。なぜ再度契約して受信料を支払わなければならぬのかお尋ねいたします。

二重契約であり受信料の二重払いになるのと違いますか。市民の税金をCTYの言うままに無駄に使ってもよいのですかお尋ねいたします。

③ 「アナログ時代の契約については、棟ごとに市とCTYが契約しており、費用については前金払いをしています。」について

先に述べたように、共同住宅については、ケーブルテレビを利用したテレビ放送を、永久に受信する契約であり、その契約に基づいて永久利用料金が一括して支払われている。永久利用料金の支払であり、前金払いではなく、物品の現金購入と同じく後年度の支払いがなく完結しているので前金払いではない、地方自治法第208条（会計年度及びその独立の原則）に違反しない。この支払方法だと地方自治法に抵触しないから、このような契約及び支払方法になったのではないですか、ご所見をお尋ねいたします。

④ 「入居者の方は契約者でないため、領収書はございません。」について

受信料は家賃に上乗せされているので、上乗せされた家賃の支払い領収書でよいのではないかですか、お尋ねいたします。

質問

① 「CTYに確認したところ、一般住宅の契約については、料金体系のみの変更であり、改めて変更契約は締結されていないとのことです。なお、アナログ放送からデジタル放送へ移行されることについては、5年ほど前からCTYが加入各戸に対し、ダイレクトメール等で周知してきたと聞いております。」について、及び、「しかしながら、民間のアパートや分譲マンション等の集合住宅においては、従前の契約と内容が大きく異なることから、CTYとしては、それぞれの集合住宅の家主あるいは管理組合と改めて契約を行うこととしており、市営住宅においても、改めて契約を行うものです。

なお、新たな契約を締結せず、負担金を支払わない場合は、CTYが引込みケーブルを撤去すると聞いており、入居者がテレビの視聴ができなくなります。」について

テレビ放送事業者の放送方法がアナログ放送から地上デジタル放送に変更されただけで、CTYとケーブルテレビ放送受信者の契約及び約款が大きく変更されたと

は思いません。約款が変更されたのであれば、変更後の約款をお示しください。C T Yの料金変更の口実にすぎないと思いますが、いかがお考えですか、お尋ねいたします。

C T Yの石川氏に尋ねたところ「一般住宅の契約は月々の契約の自動更新である」と回答をいただいた。一般住宅の場合は月々に契約期限が来るので期限に応じて料金の変更が行われた。共同住宅も料金変更を認めたとしても、それに準じると次の計算式の追加料金支払いになる。 $(\text{従来の契約金額} \times (525-315)) / 315 \times \text{永久 (契約期間追加変更金額)}$ とするのが正解ではないですか、この計算のほうが経費が軽減されるのと違いますか、お尋ねいたします。

しかしながら、私は30年以上損害保険の代理店を営んでおりますが、契約期間内に保険料の料金変更が行われても契約期間中の保険料の変更はなく、契約期限後の新契約において料金変更がなされる。また契約期間中に約款が改正されても、ユーザー(お客様)にとって有利な変更は、契約期間中でも適用されるが、ユーザー(お客様)にとって不利な変更は、契約期間中には適用されない。契約というのはそういうものである。例えば、公共交通の乗車賃は、8月に1年間の乗り物乗車定期券を購入すれば、9月から乗り物乗車賃が値上がりしても追加料金の支払いをしなくともその定期券は期限いっぱい使用可能である。値下がりした時は解約できるはずである。従って、本市はCTYに対して新たにテレビ放送のケーブルを利用して受信する契約を締結する必要はない。また追加料金を支払う必要もないと思いますが、ご所見をお聞かせください。

民間のアパートや分譲マンション等の集合住宅においての契約はどんな契約が締結されているか承知していないが、一般的には管理組合や大家が契約を締結していて、契約料金を支払っても、それぞれ受益者が管理組合や大家に受信料相当分のお金を支払っている。管理組合や大家は契約期限後に、それぞれ交渉して、新たな契約が締結されることと思います。先に述べたように市営の共同住宅については永久契約期間であるから新たに契約変更を行う必要も追加料金を支払う必要もないと思いますが、いかがでしょうか、ご所見をお尋ねいたします。

新たな契約を締結して、ケーブル利用したテレビジョン放送受信料28,100,520円

を支払うのは背任罪になるのと違いますか、ご所見をお聞かせください。

「新たな契約を締結せず、負担金を支払わない場合はC T Yが引き込みケーブルを撤去する」と聞いていると言うが、誰が誰から聞いたのかお尋ねいたします。

テレビジョン放送の放送を、ケーブルを利用して受信するという契約は、永久に現存しており、その契約に基づいて料金も支払われている。ケーブル引き込みを撤去すれば契約違反になる。もしC T Y側がそのようなことを言って新たな契約を締結させ受信料金を搾取したのなら恐喝・脅迫及び詐欺に当たるのではないかと考えますが、いかがでしょうか、ご所見をお聞かせください。

② 「問1でもお答えしたように、10年分を前金払いすることで、単年度契約を行うより費用が軽減され、市にとって大きな経費節減効果があります。」について

何度も言うが、10年の長期契約を締結し、10年分の前金払いは地方自治法第208条（会計年度及びその独立の原則）及び地方自治法第234条の3（長期継続契約）に違反する。その支払い料金の算式は525円（受信料）×2,478戸（入居戸数）×12か月×40%（1-集合住宅の割引率）×10年×45%（1-10年間の割引率）=10年前払い一括料金。故に負担金でなく、受信料金の前払いであることは明白であると考えますがいかがでしょうか。ご所見をお尋ねいたします。

また、先に述べたように28,100,520円の無駄使いである。

③ 「電気料金や、水道料金および新聞の購読料金は、入居者ごとの契約ですが、C T Yについては棟ごとの契約となっており、市においてC T Yと契約を行います。」について

市は大家の立場で共同住宅1棟ごとに、契約して料金を支払っていると思うが、その後入居者が受信料を家賃に上乗せして支払っている。実際は入居者のための契約であると思いますが、ご所見をお聞かせください。

④ 「予算常任委員会全体会において、『市営住宅の入居者が地上デジタル放送を視聴できる環境整備を行う』ように、予算執行の凍結を解除するのではなしに、肃々と予算を執行していくという取りまとめを行っていただきました。その条件として提示いただいた事項につきましては、実現に向けて最大限の努力をさせていただきます。」について

今までに述べてきたようにこの予算を執行しなくても、市営の共同住宅の入居者が地上デジタル放送を視聴できなくなることはないので予算執行する理由にはならないと思いますが、ご所見をお聞かせください。

株式会社シー・ティー・ワイ加入契約、約款第1条（1）は、「テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送を再送信する。」となっており、アナログ放送、地上デジタル放送とも、放送事業者のテレビジョン放送であるから、この予算を凍結解除しなくても、市営住宅入居者が地上デジタル放送を見られなくなることはない。

今までに、議会に対して、加入契約、約款第1条（1）は、「テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送を再送信する。」となっていることや、契約期間が永久であり、永久利用料が支払われていることを説明してこなかったのは虚偽の説明に当たるのではないか、お尋ねいたします。

都市整備部の文書質問に対する答弁書に対する再質問

質問

①「従来の契約は、アナログ地上波放送を対象として契約しているものであり、したがいまして、改めて地上デジタル放送としての契約が必要となります。」について

先に述べたように、従来の契約の約款の中には、「テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送を再送信する業務」(契約約款第1条(1))となっておりアナログ放送も地上デジタル放送も、テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送であり、アナログ

放送に限定した契約ではないので、改めて地上デジタル放送の契約を締結する必要はないと考えますがいかがですか、ご所見をお尋ねいたします。

②「CTYは、テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送を再送信する業務を担っているものであり、デジアナ変換することは契約には含まれておりません。」について

平成14年四日市市と株式会社シー・ティー・ワイが、あさけが丘市営住宅の利用料支払いに関する覚書によると、アナログ放送利用料について、永久利用料一括払いとして、2,835,000円支払われている。この覚書によれば、あさけが丘市営住宅が存続する限り、株式会社シー・ティー・ワイはアナログ放送をサービス提供しなければならない。従って、株式会社シー・ティー・ワイは平成27年3月まで、デジアナ変換してサービス提供しなければ契約違反になる。平成27年3月以降は、あさけが丘市営住宅が存続する限り代替処置をとってテレビジョン放送をケーブルを使用して送信しなければならない。と考えますが、ご所見をお聞かせください。